

## 本部長指示（緊急事態宣言の解除に伴う指示2）

令和3年10月15日

新型コロナウイルス対策本部

本部長 御殿場市長 勝又 正美

政府において静岡県に発出されていた緊急事態宣言の解除に伴い、行動制限は一定程度解除されました。今後は、感染防止対策を図りつつ、徐々に社会経済活動の正常化がすすめられますが、その前提は「感染状況が落ち着いていること」です。感染を再拡大させないよう、市職員はこれまで同様に気を緩めること無く、しっかりと対策に取り組むよう次のとおり指示します。

### 1 感染拡大防止

- (1) 感染第6波に備え、地域医療を継続させるため、引き続き発熱外来、PCR検査場医療従事者の待機場所を確保するとともに、院内感染や家庭内感染の防止を図ること
- (2) ワクチン接種の前倒しをすすめ、希望する市民ができるだけ早く接種できるようにすること

### 2 公共施設の利用

- (1) 公共施設の利用については、感染防止対策を徹底した上で、各施設の定める条件のもとこれまでの規制の緩和を継続すること
- (2) 市主催のイベント等については、感染防止対策を徹底した上で、各部局の定める条件のもとこれまでの規制の緩和を継続すること
- (3) 地域イベントや公民館等の地域施設は市に準じた対応とし、マスクの着用など「新しい生活様式」を徹底し、これまでの規制の緩和を継続すること

### 3 経済的支援

- (1) 感染対策を前提としながら、市内の消費を喚起し地域経済の回復を図るため、経済振興事業を実施すること
- (2) まん延防止等重点措置及び緊急事態宣言の影響を受けた中小企業及び個人事業者については、市独自の支援策を講じること
- (3) 飲食店及びバー・ナイトクラブ等について、営業時間の制限やカラオケ設備の利用自粛は解除するが、1テーブル4人の利用（5人以上の場合はテーブルを分割し、テーブル間の移動は控えること）を呼びかけるとともに、「ふじのくに安全・安心認証店」や「アマビエこめこ認定店」の利用を推奨すること

### 4 その他

- (1) 市職員の出勤回避に係る取り組みは一旦終了とするが、引き続き、健康管理に努めるとともに、職場における感染拡大防止対策を徹底すること
- (2) 市職員は自ら何ができるかを再考し、この対応方針に基づいてそれぞれの持つ力を最大限に発揮し、各部局の連携を強く意識しながらしっかりと取り組んでいくこと